

陳情	受理番号	34	受理年月日	令和7年11月25日	付託委員会	厚生経済
件名	自衛隊への生徒の個人情報提供拒否を求める陳情					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願ひいたします。

自衛隊への生徒の個人情報提供拒否を求める陳情

陳情の趣旨

自衛隊から那覇市に対し生徒の個人情報の提供を求められた場合にはこれを拒否すること。

陳情の理由

幸福追求権（プライバシー権）

日本国憲法第13条のプライバシー権は具体的に、個人情報保護法を通じ国と自治体に対し個人情報の適正な取り扱いを求めるかたちで行使される。それにも関わらず、日本国内の市区町村の約9割が自衛隊に個人情報を提供している事実がある。自衛隊法97条に「自治体が自衛官と自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」という項目があるというのは驚きである。個人情報のうちには最低限、生徒の住所・氏名が含まれると思われるが、明らかにプライバシー権の侵害である。またそれ以上の情報がどの程度含まれているかが懸念される。いずれにしろ施行法では国などが首長に対して「閲覧させることを請求することができる」とは書かれているが、「提供」する義務はない。憲法は上記施行法より上位の法なのだから、この個人情報提供を行うべきではない。